認可地縁団体の手引き

群馬県沼田市

目 次

1. 地縁団体とは……2

2. 申請できる団体……3

3. 認可の要件……4

4. 認可申請に必要な書類等……6

5. 認可について……8

6. 申請から認可等までの手続きフロー図……9

7. 認可地縁団体の義務……10

8. 印鑑登録の手続き等……12

9. 認可地縁団体の不動産の登記等について……14

10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の「特例制度」……15

11. 認可の取り消しと解散……18

12. 認可地縁団体に係る税金……19

13. 様式及び参考例等……20

1.地縁団体とは

地縁団体とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）をいいます。

いわゆる自治会や町内会などがこれにあたるといえます。

これまで、地縁団体などには法人格が認められていなかったため、地縁団体などで所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義でした。このことにより、当該不動産の登記名義者が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが起こったり、大人数で共有として登記しているため、登記手続きが非常に面倒で、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまうなど、死亡による相続問題などが生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法が改正され、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利を保有、あるいは保有を予定している団体に限り、一定の手続きにより地縁団体が法人格を取得すること（認可地縁団体）により、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

なお、令和3年5月26日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」で地方自治法の一部改正が行われ、令和3年11月26日からは、不動産の権利の保有及び保有予定の有無にかかわらず、認可を受けることができるようになりました。

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可申請以外の手続き（例えば、法務局への法人登記）は一切必要とされません。

地縁団体が法人格を取得し、認可地縁団体になっても、従来からの地縁団体と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

2. 申請できる団体

申請できる団体は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆる自治会、町内会です。

次のような団体は対象となりませんのでご注意ください。

●特定の目的の活動だけを行う団体
（スポーツ同好会、伝統芸能保存会のような特定の活動のみを行う団体）

●構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体
（青年団、老人会や婦人会などのように構成員になるためには区域に住所を有することの他に年齢の制限や性別の制限がある団体）

●代表者が数人いる団体
（数人の役員が各自代表権を有する団体など）

●自治会の連合組織の地縁による団体
（連合会などのように加入対象者が個人ではない団体）

3. 認可の要件

次の4つの要件（地方自治法第260条の2第2項）を全て満たしている地縁団体が認可の対象となります。

（1） 目的の要件

地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な自治会活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、総会に提出された前年度の活動実績を証する書類の提出が必要となります。

（2） 区域の要件

地縁による団体の存する区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

（3） 構成員の要件

地縁による団体の存する区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員になることができる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。また、「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

（4） 規約の要件

規約を定めていること。

この規約には、以下（ア）～（ク）が定められていることが必要です。

（ア） 目的

（イ） 名称

（ウ） 区域

（エ） 主たる事務所の所在地

（オ） 構成員の資格に関する事項

（カ） 代表者に関する事項

（キ） 会議に関する事項

（ク） 資産に関する事項

また、（ケ）～（サ）についても定められていることが望ましいです。

（ケ） 規約の変更に関する事項

（コ） 解散に関する事項

（サ） 残余財産の処分に関する事項

4.認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等（地方自治法施行規則第18条）は以下の（1）～（6）のとおりです。

なお、認可申請を行うことについて、地縁団体でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全構成員を対象とした総会で決議することが必要です。

（1） 認可申請書（21ページ）

代表者の押印は、不要です。また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

（2） 規約（「3.認可の要件（4）規約の要件」（4・5ページ）を参照してください。規約の参考例23～28ページ）

※規約案を作成し総会に諮る前に市民協働課へご相談ください。

（3） 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類（議事録の参考例29・30ページ）

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印がある書類です。

（4） 構成員の名簿（構成員名簿の参考様式例31ページ、記入例32ページ）

世帯主だけでなく、構成員全員の住所・氏名を記載したものです。区域に住所を有する個人であれば年齢、性別を問いません。構成員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。また、現に区域に住所を有する個人のうち相当数（概ね過半数）が構成員となっている必要があります。

（5） その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した総会に提出された書類（前年度の事業及び決算報告書、本年度の事業計画書及び予算書等）

（a） 事業報告書

（b） 決算報告書

（c） 事業計画書

（d） 予算書

（6） 申請者が代表者であることを証する書類

申請者が代表者であることを証する書類については、以下（ｉ）及び（ii）の両方の書類が必要です。

（ｉ） 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印がある書類（なお、「（3）認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類（6ページ）」に申請者が代表者に選出された旨の記載も含んでいる場合は、添付不要）

（ii） 申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名、押印のある書類（代表者就任承諾書33ページ、記入例34ページ）

※（7） 規約に定める区域を示した図面

規約に定めてある地縁団体の区域を確認するために、地図等に区域を囲んで表示したものを提出していただくようお願いしております。

5.認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可が行われます（地方自治法第260条の2第5項）。その認可により法人格を得ることとなり、その目的の範囲内で、権利能力を有します。

なお、認可を受けた地縁による団体は、市長の告示をもって法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることになります。

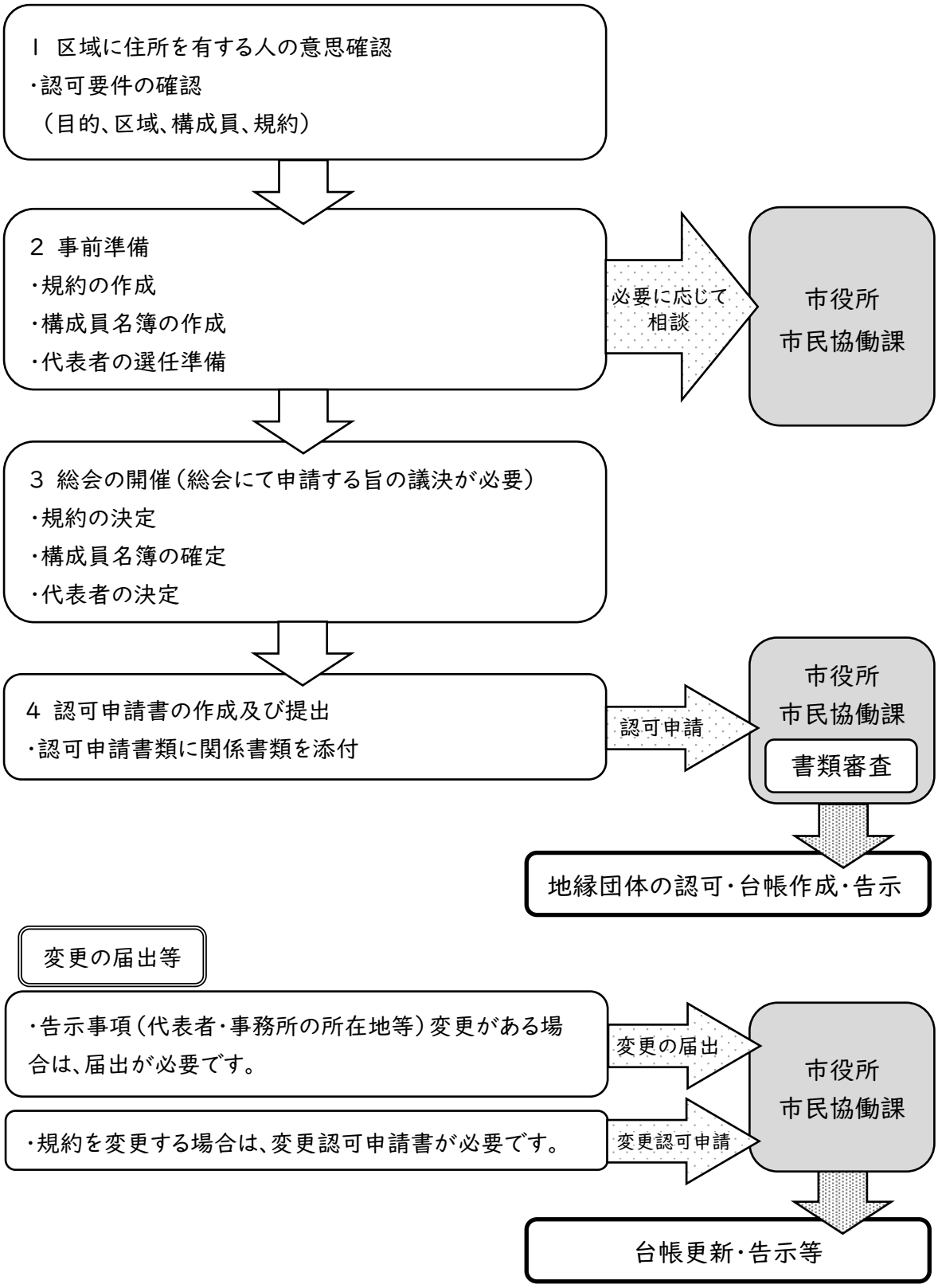
また、認可を行った場合の告示事項（地方自治法施行規則第19条第1項第1号）は以下のとおりです。

（1） 名称
（2） 規約に定める目的
（3） 区域
（4） 主たる事務所
（5） 代表者の氏名及び住所
（6） 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
（7） 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
（8） 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
（9） 認可年月日

※告示された内容に変更があった場合は速やかに市民協働課に届出ください（「7.認可地縁団体の義務」参照）。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

6. 申請から認可までの流れ

認可地縁団体の申請は以下のような手続になります。



7.認可地縁団体の義務

認可地縁団体の義務は(1)～(5)のとおりです。

(1) 告示事項の変更の届出(地方自治法第260条の2第11項)

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。下記の表の書類を揃えて市民協働課まで速やかに届出てください。

○提出書類(地方自治法施行規則第20条)

主な変更事項	提出書類	様式・記入例等
代表者を変更したとき	告示事項変更届出書	届出書様式第20条関係 35・36ページ参照
	代表者の就任承諾書	代表者就任承諾書 33・34ページ参照
	告示された事項に変更があった旨を証明する書類	総会議事録の写しなど 37・38ページ参照
主たる事務所の所在地を変更したとき	告示事項変更届出書	届出書様式第20条関係 35ページ参照
	告示された事項に変更があった旨を証明する書類	総会議事録の写しなど
	※主たる事務所の位置が変わったときは、規約の変更認可も必要です。	

(2) 規約の変更認可(地方自治法第260条の3第2項)

規約を変更する場合(規約の改正)には市長の認可が必要ですので、下記の表の書類を揃えて市民協働課まで提出してください。

○提出書類(地方自治法施行規則第22条)

変更事項	提出書類	様式・記入例等
規約を変更したとき	規約変更認可申請書	届出書様式第22条関係 39・40ページ参照
	規約変更の内容及び理由を記載した書類	任意様式
	規約変更を総会で議決したことを証明する書類	総会議事録の写しなど
	※規約の変更内容が、告示された事項(名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所など)である場合には、別途、上記(1)の告示事項変更届出書が必要です。	

※変更があった旨を証明する書類として提出する議事録の議事録署名人については、認可地縁団体の規約中「会議に関する事項」を確認してください。

（3） 財産目録の作成と備え置き（地方自治法第260条の4第1項）

認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間（事業年度を設けているときは毎事業年度の終了時）に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。

（4） 構成員名簿の備え置き（地方自治法第260条の4第2項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更をしてください。（ただし、市への報告、提出は必要ありません。）

（5） 総会開催の義務（地方自治法第260条の13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員による通常総会を開催する必要があります。

認可地縁団体となったことで運営が大きく変わることはありませんが、総会を開催する際の定足数と表決権が規約に沿っているか、留意して運営する必要があります。総会議事の通常事項で、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが実体的にも地域で認められ、合理的であると認められる場合に限り、表決権を世帯単位とする旨の規定を規約に定め、世帯単位で行うことができます。ただし、重要事項（財産処分・規約の変更・解散等）については、表決権は全ての構成員を単位とします。

総会に出席しない構成員は、書面や代理人を通して表決することができます。また、規約や総会の決議により、電磁的方法（電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、これを交付する方法等）での表決もできます。

8. 印鑑登録の手続き等

（1） 認可地縁団体印鑑の登録

認可地縁団体としての印鑑登録（沼田市認可地縁団体印鑑条例（平成14年条例第2号））の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請することができます。

〇提出書類など

印鑑登録できる人	印鑑登録に必要なもの
認可地縁団体の代表者本人	認可地縁団体印鑑登録申請書（沼田市認可地縁団体印鑑条例施行規則様式第1号（第2条関係）、43ページ参照）
	認可地縁団体代表者本人の個人印で印鑑登録された印鑑
	登録する認可地縁団体の印鑑

※下記に該当する印鑑は印鑑登録に使用できません。

・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

・印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

・印影を鮮明に表しにくいものその他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

（2） 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、印鑑登録証明書交付申請書に基づき交付します。

〇提出書類など

証明書交付手数料	証明書の交付に必要なもの
300 円	印鑑登録証明書交付申請書（沼田市認可地縁団体印鑑条例施行規則様式第2号（第2条関係）、44ページ参照）
	登録した認可地縁団体の印鑑
	※代理人の場合は、委任状（49ページ参照）

※印鑑登録した際の代表者と現在の代表者が異なる場合は、まず登録されている印鑑を廃止する必要があります。廃止手続きが完了しましたら、改めて認可地縁団体印

鑑の登録手続きを行い、証明書の交付手続きを行ってください。

（3） 認可地縁団体印鑑の廃止

認可地縁団体の代表者が変更になったときは、変更前代表者による認可地縁団体印鑑を廃止し、新代表者で新たに認可地縁団体印鑑登録申請を行ってください。

・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第3号（第2条関係）45ページ）

なお、認可地縁団体印鑑を亡失したときも申請を行ってください。

・印鑑亡失による認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第4号（第2条関係）46ページ）

9.認可地縁団体の不動産の登記等について

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁による団体）が、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、不動産登記において登記名義人となることができる（権利義務の帰属主体となることができる）ようになります。

認可地縁団体は、権利能力を得ることにより、法人としての法的な位置付け及び取り扱いがされ、団体名義で不動産登記を行うべく法務局で手続きを行えば、認可地縁団体の名称名義で登記が可能となります。

登記申請書に登記権利者が添付する書類として、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書（市が作成する地縁団体台帳の写しによる証明書）が必要になります。この場合は、認可地縁団体資格証明書交付申請書を提出し、証明書の交付を受けてください。

〇提出書類など

証明書交付手数料	証明書の交付に必要なもの
300 円	認可地縁団体資格証明書交付申請書（41・42ページ参照）

10. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の「特例制度」

平成26年に地方自治法が改正され、平成27年4月1日からは、登記簿に表示された所有者が既に亡くなっている等、相続人の確定に手間がかかるために移転登記等が困難な状況となっている場合、一定の手続きを経て認可地縁団体名義として登記を行うことが可能となりました。(地方自治法第260条の38に規定する認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の「特例制度」)。

特例制度は、登記関係者等に対し異議を述べるべき旨の公告の結果、登記関係者等が期間内に異議を述べなかったことを証する情報を提供された認可地縁団体は、法第260条の39の規定に基づき不動産登記法(平成16年法律第123号)の特例を享受できることとなります。

※特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

(1) 申請要件(地方自治法第260条の38第1項)

下記の申請要件のいずれにも該当する不動産を、認可地縁団体が認可地縁団体を登記名義人として不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該不動産に係る事項の公告を求める旨を市長に申請することができます。

- 不動産の所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの(当該認可地縁団体により10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有されているものに限る。)
- 不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又は登記関係者の全部又は一部の所在が知れない場合

(2) 公告の申請(地方自治法第260条の38第1項第1号～第4号)

○提出書類

1	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書(申請書様式(法施行規則第22条の2の5関係)47ページ)
2	所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
3	当該不動産に関し、公告の申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
4	申請者が当該認可地縁団体の代表者であることを証する書類

5	次に掲げる①～④の事項について、それを疎明するに足りる資料	
	①	当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
	②	当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
	③	当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
	④	当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

（3） 登記関係者などに対し異議を述べるべき旨の公告（地方自治法第260条の38第2項）

市長は、公告の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、申請した認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある不動産の登記関係者又は不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）に対し異議を述べるべき旨を公告します。この公告期間は、3月を下らない期間です。

（4） 公告に係る登記関係者等の異議申出

登記関係者等は、公告期間内に異議の申出をすることができます。

〇提出書類

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（申出書様式（法施行規則第22条の3関係）48ページ）に、住民票の写し又は戸籍の附票の写し及び異議を述べる者が登記関係者等である旨を確認できる書類（下記表の登記関係者等の別欄ごとにそれぞれ該当する書類）を添付し提出してください。

登記関係者等の別	登記関係者等である旨を確認する書類
申出者が表題部所有者又は所有権の登記名義人の場合	・不動産の登記事項証明書
申出者が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人の場合	・不動産の登記事項証明書 ・戸籍謄抄本
申出者が所有権を有することを疎明する者の場合	・所有権を有することを疎明するに足りる資料

〇公告結果（異議申出あり）の通知（地方自治法第260条の38第5項）

公告に係る登記関係者等が期間内に異議を述べた場合、市長は、異議の申出のあった旨及びその内容（氏名、住所、登記関係者の別、申出日時等）を認可地縁団体に通知します。

（5） 公告に係る登記関係者などの承諾（地方自治法第260条の38第3項）

公告に係る登記関係者等が期間内に異議を述べなかったときは、不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、当該公告に係る登記関係者等の承諾があったものとみなされます。

（6） 公告結果（承諾）の情報提供（地方自治法第260条の38第4項）

市長は、公告に係る登記関係者等から期間内に異議申出がなく、公告に係る登記関係者等の承諾があったものとみなされた場合は、公告をしたこと及び登記関係者等が期間内に異議を述べなかったことを証する情報を認可地縁団体に提供します。

（7） 認可地縁団体の不動産登記の手続き（地方自治法第260条の39）

市長から公告結果（承諾）の情報提供を受けた認可地縁団体は、登記申請情報と公告結果（承諾）の情報を併せて法務局に提供すると、公告結果（承諾）の情報に記載された不動産について、所有権の保存又は移転の登記を申請することができます。これにより、認可地縁団体を所有権の登記名義人とする登記が可能となります。

なお、登記申請書に登記権利者が添付する書類として、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書が必要になります。（14ページ参照）

11.認可の取り消しと解散

(1) 取消し(地方自治法第260条の2第14項)

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取消すことがあります。

① 認可要件(地方自治法第260条の2第2項1号～4号)(4ページ参照)のうち、そのいずれかを欠くことになったとき

② 不正な手段により認可を受けたとき

(2)解散(地方自治法第260条の20)

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出(市長による解散告示)及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要です。

① 規約に定めた解散事由の発生

② 破産手続き開始の決定(地方自治法第260条の22)

③ 認可の取消し

④ 総会の決議(4分の3以上又は規約に定める割合の賛成による総会の解散決議)(地方自治法第260条の21)

⑤ 構成員の欠けたこと

12. 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金については以下のとおりです。

詳しくは各お問い合わせ先でご確認ください。

税　の 種　類		地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先
		収益事業を 行わない場合	収益事業を 行う場合	
市税	法人市民税	均　等　割：課税免除 法人税割：非課税	均　等　割：課税 法人税割：課税	市役所 市民部税務課
	固定資産税	課税減免措置がある場合があります。	課税	市役所 市民部税務課
県税	法人県民税	均　等　割：課税免除 法人税割：非課税	均　等　割：課税 法人税割：課税	県税事務所
国税	法人税	非課税	課税	沼田税務署
	登録免許税	課税	課税	沼田税務署

13. 様式及び参考例等

〇認可申請に必要な書類等
認可申請書（申請書様式（第18条関係））……21
認可申請書（申請書様式（第18条関係）記入例）……22
規約の参考例……23
議事録の参考例（認可申請の場合）……29
構成員の名簿参考例……31
構成員の名簿参考　記入例……32
代表者就任承諾書……33
代表者就任承諾書（記入例）……34

〇告示事項変更届出書類等
告示事項変更届出書（届出書様式（第20条関係））……35
告示事項変更届出書（届出書様式（第20条関係）記入例）……36
議事録の参考例（告示事項変更の場合）……37

〇規約変更認可申請書類等
規約変更認可申請書（申請書様式（第22条関係））……39
規約変更認可申請書（申請書様式（第22条関係）記入例）……40

〇告示事項証明書交付申請書
認可地縁団体資格証明書交付申請書……41
認可地縁団体資格証明書交付申請書（記入例）……42

〇印鑑登録関係書類等
認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号（第2条関係））……43
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第2号（第2条関係））……44
認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第3号（第2条関係））……45
印鑑亡失による認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第4号（第2条関係））……46

〇所有不動産の登記移転等に係る書類等
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（申請書様式（第22条の2の5関係））……47
申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（申出書様式（第22条の3関係））……48

委任状……49

申請書様式（第１８条関係）

年　　月　　日

沼田市長　　様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員名簿

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

申請書様式（第１８条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入例

沼田市長　　様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名　称　　沼田市〇〇町区

所在地　　沼田市〇〇町△△番地

代表者の氏名及び住所

氏　名　　沼田 太郎

住　所　　沼田市〇〇町□□番地

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員名簿

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

－規約参考例－

※一般的な規約です。地縁団体によって内容は大きく変わります。地縁団体でよく協議し、適した規約にしてください。

沼田市〇〇町区 規 約

第1章 総 則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（1） 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

（2） 美化・清掃等区域内の環境の整備

（3） 集会施設の維持管理

（4） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

： ：

： ：

（名称）

第2条 本会は、沼田市〇〇町区と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、沼田市〇〇町全域とする。

（または、「沼田市〇〇町××番地から〇〇町×××番地までの区域とする。」）

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、沼田市〇〇町△△番地に置く。

第2章 会 員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、役員会で定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではなら

ない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

（1） 定める区域内に住所を有しなくなった場合

（2） 本人から役員会で定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

（役員の種別）

第9条 本会に、次の役員を置く。

（1）会長 1人

（2）副会長 〇人

（3）会計 〇人

（4）監事 〇人

（5）その他の役員 〇人

（役員の選任）

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

（1）本会の会計及び資産の状況を監査すること。

（2）会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

（3）会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総 会

（総会の種別）

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1） 会長が必要と認めたとき。

（2） 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（3） 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項以外の日常的な事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

（1）規約の変更

（2）財産処分及び解散

（3）代表者の代表権の制限及び委任
（4）役員の選任
（総会の書面表決等）
第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
（総会の議事録）
第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
（3）開催目的、審議事項及び議決事項
（4）議事の経過の概要及びその結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

（役員会の構成）
第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
（役員会の権能）
第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（1）総会に付議すべき事項
（2）総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（役員会の招集等）
第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
2 会長は、役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）別に定める財産目録記載の資産

（2）会費

（3）活動に伴う収入

（4）資産から生ずる果実

（5）その他の収入

（資産の管理）

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、沼田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

（備付け帳簿及び書類）

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の役員任期は第12条に規定にかかわらず令和〇〇年3月31日までとする。

3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇〇年3月31日までとする。

－議事録参考例－

※認可申請に添付する議事録の例です。

令和〇年度 沼田市〇〇町区臨時総会議事録

1 日　　時　令和△年3月16日（日）
　　午前10時00分～午前11時00分
2 場　　所　〇〇町公民館　沼田市〇〇町△△番地
3 出 席 者　会員数 100名
　　出席者　 90名（うち委任状による出席者20名）
　　欠席者　 10名
4 総会次第
（1）開会及び議長の選出
●● ●●氏が仮議長となり、議長の選出を会員に諮ったところ、仮議長の一任の発言があり、会員に諮ったところ了承が得られたため、仮議長が会員〇〇 〇〇を議長に指名した。議長が、総会の成立要件を確認し、総会が成立することを告げ、開会の宣言を行った。
（2）議事録署名人の選出
議事録署名人の選出を諮ったところ、議長一任の発言により、議事録署名人に□□ □□、△△ △△を指名し、議事に入った。
（3）議事の経過と結果
第1号議案　沼田市〇〇町区の地縁よる団体の認可申請を行うことについて
―議事の様子を記載―
▲▲ ▲▲氏が本日までの経過及び地縁よる団体の認可申請について説明を行った。これについて、意見を求めたところ、会員からは質疑なく、提案の通り満場一致で可決決定された。
第2号議案　沼田市〇〇町区規約の制定について
―議事の様子を記載―
沼田市〇〇町区規約（案）について、■■ ■■氏が説明を行い、これについて、意見を求めたところ、会員からは質疑なく、提案の通り満場一致で可決決定された。
第3号議案　沼田市〇〇町区の構成員名簿の確定について

―議事の様子を記載―

本議案について、▼▼　▼▼氏が会員総数は100人であり、沼田市〇〇町区の区域に居住する住民全員が加入した旨説明を行った。これについて、意見を求めたところ、会員からは質疑なく、提案の通り満場一致で可決決定された。

第4号議案　沼田市〇〇町区の認可申請に係る代表者の選出について

―議事の様子を記載―

本議案について、▽▽　▽▽が推薦され、選任されることに異議が無く、本議案は承認された。

第5号議案　沼田市〇〇町区のその他役員の選出について

―議事の様子を記載―

その他役員の選出について、副会長　〇〇　△△、会計　□□　▽▽、監事　▲▲　▲▲が推薦され、選任されることに異議が無く、本議案は承認された。

第6号議案　沼田市〇〇町区令和△年度事業計画及び令和△年度予算について

―議事の様子を記載―

本議案について、▲▲　▲▲氏から別紙資料「令和△年度事業計画（案）」及び「令和△年度予算書（案）」の説明があり、これについて、意見を求めたところ、満場異議がなく承認可決した。

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名捺印する。

令和△年3月16日

議　　長　〇〇　〇〇　㊞

議事録署名人　□□　□□　㊞

議事録署名人　△△　△△　㊞

構 成 員 名 簿

令和　　年　　月　　日現在

氏　　名	住　　所	氏　　名	住　　所

（　　枚目／　　枚）

沼田市〇〇町区　構　成　員　名　簿

令和〇〇年　3月31日現在

氏　　名	住　　所	氏　　名	住　　所
〇田　〇男	沼田市〇〇町×番地		
〇田　〇子	沼田市〇〇町×番地		
〇田　〇美	沼田市〇〇町×番地		
△山　△郎	沼田市〇〇町△番地		
△山　△子	沼田市〇〇町△番地		
□川　□助	沼田市〇〇町□番地		
・・・	・・・		
・・・	・・・		
・・・	・・・		

（　　枚目／　　枚）

代表者就任承諾書

沼田市長 様

私は、　　年　　月　　日の　　総会において、代表者に選任されましたので、その就任を承諾します。

年　　月　　日

住所

氏名　　㊞

記入例

代表者就任承諾書

沼田市長 様

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日の沼田市〇〇町区臨時総会において、代表者に選任されましたので、その就任を承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所　沼田市〇〇町□□番地

氏名　沼田 太郎　　㊞

届出書様式（第２０条関係）

年　　月　　日

沼田市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

届出書様式（第２０条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入例

沼田市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　　沼田市〇〇町区

所在地　　沼田市〇〇町△△番地

代表者の氏名及び住所

氏　名　　沼田 太郎

住　所　　沼田市〇〇町□□番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

旧代表者　　氏名 沼田 次郎　　住所 沼田市〇〇町×番地

新代表者　　氏名 沼田 太郎　　住所 沼田市〇〇町□□番地

２　変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日　　就任した日

３　変更の理由

役員改選による代表者変更

提出書類
（代表者･所在地変更等の場合）
①告示事項変更届出書
②代表者就任承諾書
③議事録

－議事録参考例－

告示事項変更届出書（代表者の変更）に添付する議事録の例です。
※地縁団体規約により、議長選出・代表者の選出について、その方法が定められている場合や地縁団体が別に代表者の選出等について定めた規則がある場合は、この例示とは記載が異なることがありますので、地縁団体規約、その他規則等をご確認ください。

令和〇年度 沼田市〇〇町区臨時総会議事録

1 日　　時　令和△年2月16日（日）
　　午前10時00分～午前11時00分
2 場　　所　〇〇町公民館　沼田市〇〇町△△番地
3 出 席 者　会員数 100名
　　出席者　 90名（うち委任状による出席者18名）
　　欠席者　 10名
4 臨時総会の目的　代表者▼▼ ▼▼及びその他役員の任期が令和△年3月31日で満了するため、令和△年4月1日からの新代表者及びその他役員の選出を行う。
5 総会次第
（1）開会及び議長の選出
　●● ●●氏が仮議長となり、議長の選出を会員に諮ったところ、仮議長の一任の発言があり、会員に諮ったところ了承が得られたため、仮議長が会員〇〇 〇〇を議長に指名した。議長が、総会の成立要件を確認し、総会が成立することを告げ、開会の宣言を行った。
（2）議事録署名人の選出
　議事録署名人の選出を諮ったところ、議長一任の発言により、議事録署名人に□□ □□、△△ △△を指名し、議事に入った。
（3）議事の経過と結果
　第1号議案　沼田市〇〇町区の代表者の選出方法について
　　―議事の様子を記載―
　　新代表者の選出方法について会員に諮ったところ、現在の代表者による指名推薦との意見があり、その他の会員からも承諾があったため、選出方法は、現代表者による指名推薦とした。

第2号議案　沼田市〇〇町区の代表者の選出について

―議事の様子を記載―

現代表者▼▼ ▼▼から新代表者について▽▽ ▽▽が推薦され、会員から異議が無く、▽▽ ▽▽が承諾したため、本議案は承認された。

第3号議案　沼田市〇〇町区のその他役員の選出について

―議事の様子を記載―

その他役員の選出について、副会長 〇〇 △△、会計 □□ ▽▽、監事 ▲▲ ▲▲が推薦され、選任されることに異議が無く、本議案は承認された。

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名捺印する。

令和△年2月16日

議　　長　〇〇 〇〇 ㊞

議事録署名人　□□ □□ ㊞

議事録署名人　△△ △△ ㊞

申請書様式（第２２条関係）

年　　月　　日

沼田市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第２６０条の３第２項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

申請書様式（第２２条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入例

沼田市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　　沼田市〇〇町区

所在地　　沼田市〇〇町△△番地

代表者の氏名及び住所

氏　名　　沼田 太郎

住　所　　沼田市〇〇町□□番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第２６０条の３第２項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

提出書類
①規約変更認可申請書（本申請書）
②規約変更の内容及び理由を記した書類
③議事録

認可地縁団体資格証明書
交付申請書

沼田市長　　様

年　月　日

認可地縁団体の名称	沼田市
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	群馬県沼田市　　番地
代表者の氏名	
使用目的	

上記のとおり認可地縁団体資格証明書＿＿＿枚の交付を申請します。

申請者　□　本　人　　住所

□　代理人　　氏名

認可地縁団体代表者のみ選択

住所表示の有無（　有　・　無　）

本人確認方法（　免許証　・　マイナンバーカード　・　その他（　　））

記入例

認可地縁団体資格証明書交付申請書

沼田市長　　様

令和〇年〇〇月〇〇日

認可地縁団体の名称	沼田市　〇〇町区
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	群馬県沼田市　〇〇町　△△　　番地
代表者の氏名	沼田　太郎
使用目的	

（例）法務局へ土地の所有権移転登記の申請をするため

認可地縁団体代表者ではない者が申請した場合、資格証明書には住所表示の記載はできません。
※委任状で代表者の同意があれば代理人による代理請求は可能です。

上記のとおり認可地縁団体資格証明書　1　枚の交付を申請します。

申請者　☑ 本人　　住所　沼田市　〇〇町　△△
　　□ 代理人　　氏名　沼田　太郎

認可地縁団体代表者のみ選択
住所表示の有無（ 有 ・ 無 ）

本人確認方法（ 免許証 ・ マイナンバーカード ・ その他（　　））

様式第１号（第２条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

沼田市長　　様

年　　月　　日

登録しようとする認可地縁団体印鑑				
	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	（資格） 氏　名	（　　） ㊞	生年月日	明治 大正　　年　月　日 昭和
	住　所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申 請 者　□ 本　人　　住所

□ 代理人　　氏名　　㊞

（注意事項）

１　この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

３　氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。申請者が当市に住所を有しないときは、印鑑登録証明書を添付してください。

４　資格（　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入してください。

５　本人が自ら申請されるときは、下段の住所及び氏名の記入押印は必要ありません。

様式第２号（第２条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

沼田市長　　様

年　　月　　日

登録されている認可地縁団体印鑑				
	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	（資格） 氏　名	（　　） ㊞	生年月日	明治 大正　　年　月　日 昭和
	住　所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書＿＿＿＿枚の交付を申請します。

申請者　□　本　人　　住所

□　代理人　　氏名　　㊞

（注意事項）

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　資格（　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記入してください。

３　本人が自ら申請されるときは、下段の住所及び氏名の記入押印は必要ありません。

様式第３号（第２条関係）

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

沼田市長　　様

年　　月　　日

廃止しようとする認可地縁団体印鑑				
	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
	（資格） 氏　名	（　　） ㊞	生年月日	明治 大正　　年　月　日 昭和
	住　所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止の理由　□不要　□改印　□その他（　　）

申　請　者　□　本　人　　住所

□　代理人　　氏名　　㊞

（注意事項）

１　この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　資格（　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

３　本人が自ら申請されるときは、下段の住所及び氏名の記入押印は必要ありません。

様式第４号（第２条関係）

印鑑亡失による認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

沼田市長　　様

年　　月　　日

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(資格) 氏　名	（　　） ㊞	生年月日	明治 大正　　年　　月　　日 昭和
住　所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止の理由　□紛失　□焼失　□盗難　□その他（　　）

申　請　者　□　本　人　　住所

□　代理人　　氏名　　㊞

（注意事項）

１　この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　資格（　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

３　氏名の次には当市において登録されている個人の印鑑を押印してください。申請者が当市に住所を有しないときは、印鑑登録証明書を添付してください。

４　本人が自ら申請されるときは、下段の住所及び氏名の記入押印は必要ありません。

申請書様式（第２２条の２の５関係）

年　　月　　日

沼田市長　　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第２６０条の３８第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名　　称	延 床 面 積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

（別添書類）

１　申請不動産の登記事項証明書

２　申請不動産に関し、地方自治法第２６０条の３８第１項に規定する申請をすることについて、総会で議決したことを証する書類

３　申請者が代表者であることを証する書類

４　地方自治法第２６０条の３８第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

申請書様式（第２２条の３関係）

年　　月　　日

沼田市長　　様

異議を述べる者の氏名及び住所
氏　名
住　所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第２６０条の３８第２項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

１　公告に関する事項

（１）申請を行った認可地縁団体の名称

（２）申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延 床 面 積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

（３）公告期間

２　異議を述べる登記関係者等の別

□ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
□ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
□ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

３　異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

□ 申請不動産の登記事項証明書
□ 住民票の写し
□ その他の市町村長が必要と認める書類（　　）

（注）この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

※ご注意：委任状は、全て委任者本人が記入(押印)し、使用目的を代理人に伝えてください。

委　　任　　状

（宛先）沼田市長　　年　　月　　日

委任者 **依頼する人**	住　所	
		(ｱﾊﾟｰﾄ名等)
	氏　名	（自署または記名押印） ㊞
	生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日

私は、下記の者を代理人と定め、次の申請・請求に関する権限を委任します。

（あてはまるものに印をつけてください）

☐ **認可地縁団体資格証明書交付申請書**

※住所表示の有無（　有　・　無　）

☐ **認可地縁団体印鑑登録申請書**

☐ **認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書**

☐ **認可地縁団体印鑑登録廃止申請書**

☐ **印鑑亡失による認可地縁団体印鑑登録廃止申請書**

☐ **その他（　　）**

代理人 **窓口に行く人**	住　所	
		（ｱﾊﾟｰﾄ名等）
	氏　名	
	生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日
	本人確認書類	免許証　・　マイナンバーカード　・　その他（　　）

※体が不自由で委任状が書けない場合は、**代理人以外の方が**代筆してください。

申請者本人は、高齢・病気・ケガ　のため字が書けないので、本人の意思を確認し代筆しました。

（あてはまるものに○をつけてください）

代筆者　住所：

氏名：　　申請者との関係：

－・－・－・－・－・－・－・－・－・－　備　考　欄　－・－・－・－・－・－・－・－・－・－

認可地縁団体の手引き

令和8年10月 改訂 ／ 令和3年 11 月 発行

沼田市 市民部市民協働課
〒378−8501群馬県沼田市下之町888番地
TEL.0278−23−2111 FAX.0278−24−5179